

大阪府公文書館出張講座



「江戸時代」から「明治時代」へ 明治初期の史料をひもとく

平成30年7月13日(金)



大阪府広報担当封知事
もずやん

大阪府150年 ①

- * 慶応4年1月22日、大坂鎮台設置。
- * 慶応4年1月27日、大坂鎮台を大坂裁判所に改称。
- * 慶応4年4月、大坂裁判所に町地を除く周辺部を管轄する司農局を設置。
- * 慶応4年5月2日、大阪府設置。
 - ⇒ 新暦に換算した6月21日が大阪府開府記念日に。
- * 慶応4年6月8日、司農局が南北に分割。
- * 慶応4年6月22日、堺県設置。
- * **慶応4年9月8日(1868年10月23日)、明治に改元。**
- * 明治2年1月20日、北司農局を摂津県、南司農局を河内県に改称。
- * 明治2年5月10日、摂津県を豊崎県に改称。
- * **明治2年6月、版籍奉還。**

大阪府150年 ②

- * 明治2年8月2日、豊崎県を兵庫県に、河内県を堺県に編入。
- * 明治2年9月1日、旧豊崎県住吉郡・東成郡・西成郡を大阪府に編入。
- * 明治2年12月26日、狭山藩を堺県に編入。
- * 明治3年2月27日、堺県石川郡・錦部郡の一部を五條県に編入。
- * **明治4年7月14日、廃藩置県。**
- * 明治4年11月20日、高槻県、麻田県を大阪府に編入合併。旧豊崎県島上郡・島下郡・豊島郡・能勢郡を大阪府に編入。
- * 明治4年11月22日、岸和田県・伯太県・吉見県・丹南県と五條県の一部を堺県に編入。
- * 明治6年4月18日、奈良県を堺県に編入。
- * 明治14年2月7日、堺県を大阪府に編入。
- * 明治20年11月4日、奈良県を再置。

⇒ 現在の府域とほぼ同じ形に。

文明開化

高校の日本史の教材によると…

衣

- * 明治3(1870)年 背広の着用はじまる
- * 明治3(1870)年 靴の製造はじまる
- * 明治3(1870)年 コウモリ傘の使用
- * 明治4(1871)年 散髪・脱刀令
- * 明治5(1872)年 帽子が流行しはじめる

住

- * 明治4(1871)年 西洋建築はじまる
- * 明治4(1871)年 椅子・テーブルの使用流行
- * 明治20(1887)年 電灯のはじめ

食

- * 慶應3(1867)年 牛肉店
- * 明治4(1871)年 西洋料理店
- * 明治5(1872)年 ビール飲用流行
- * 明治6(1873)年 巻たばこ

交通

- * 明治3(1870)年 人力車の発明
- * 明治3(1870)年 自転車の使用
- * 明治5(1872)年 鉄道開通

暦が変わる

～ 太陽暦への移行～



太陽暦へ移行

* 太陽暦の採用 [明治5年11月 太政官布告第337号]

明治5年12月3日を明治6年1月1日に

※[明治5年11月23日 太政官布告第359号]

明治5年12月1日 → 11月30日

12月2日 → 11月31日

⇒翌日取り消す。

明治5年11月 = 小の月 (29日)。

30日と31日は存在しないため。

太陽暦に変わって

- * 正月の過ごししかた[大阪府布令 明治5年11月申405号]

⇒ 従来の寝正月ではなく、賑やかにして過ごすように。

- * お正月が2回！？[大阪府布令 明治6年1月19日 第20号]

新暦1月29日 = 旧暦1月1日

混乱を防ぐために新暦と旧暦を併記したことで生じた混乱

旧暦併記は明治43年まで続く。

時刻が変わる

- * 1日が24時間に
- * 江戸時代までは不定時法
子刻、丑刻、寅刻・・・
明六つ、暮六つ・・・
- * 「字」を使うのは、西洋の時刻と従来の時刻を区別するため

丁髷をやめる

～ いわゆる断髮令～



丁髷をやめる①

* 明治4年8月9日 太政官布告第399号

「散髪制服略服脱刀共可為勝手事 但礼服ノ節ハ帯刀可致事」

⇒ 髪型・脱刀の自由

大阪府では・・・

* 明治5年9月 申308号 → 半髪 of 禁止

「人の精神は頭部にやどる。日光や寒風にさらさない。」

なかなか丁髷をやめない



* 明治6年2月12日 第48号

「半髪は健康に害がある」

丁髷をやめる②

堺県では・・・

* 明治5年2月 戸籍掛からの達

「散髪洋服等が自由になったのは官吏だけではない」

* 明治5年11月9日 県からの諭達

「精神は頭部に寓するので日光や寒風にさらしてはいけない」

「今後は剃髪結髪をやめて散髪すること」

* 明治6年1月30日 区長から再達

「まだ剃髪結髪する者がいる」

東京での断髪率

* 『新聞雑誌』 明治6年 第81号、第174号

3月：「7分半髪、3分斬髪なり、商人職人の散髪日に多し」

12月：「斬髪の大流行といいながら、尚7、8割を出でざりしこと明なり」

⇒斬髪は商人・職人に多いが、全体的には大流行とは言えない。

* 『明治事物起源』

「明治8年頃は2分5厘(25%)、明治10年頃は6分(60%)、14年頃は8分(80%)、16年頃は9分(90%)、21、22年頃は全く斬髪のみ(100%)」

* 大阪も同程度と考えられる。

* しかし、農村部での断髪率は低めと推測できる。

女性も散髪！？

* 訂正：不仁 → 婦人

* 明治6年1月13日 堺県 区長の諭達

婦人の散髪および袴着用禁止

→女性の中に散髪したり袴を着用する人が現れた。

* 明治5年4月5日 東京府布告「女子断髪禁止令」

⇒全国的に散髪する女性がいた！？

雨具の使用について

～ コウモリ傘の使用禁止 ～



コウモリ傘の使用禁止

- * 明治3年1月8日 大阪府布令
百姓・町人のコウモリ傘・合羽等の着用禁止
- * 明治4年3月17日 大阪府布令
着用許可

- * 脱刀令と関係あり？
 - ・コウモリ傘と刀の形状が似ている。
 - ・合羽やブランケットを羽織って窃盗を行う者がいた。

違式註違条例



違式註違条例

* 明治9年12月21日 大阪府布令第332号

違式罪：知っていて犯した犯罪

35条

75銭以上1円50銭以下の罰金

註違罪：知らないで犯した犯罪

35条

5銭以上70銭以下の罰金

→ その他、鞭打刑や拘留刑なども

風俗(裸体、混浴など)、野外での大小便、交通など、生活に関するもので、西洋人から批判を受けるようなものが禁止事項となった。

ご清聴ありがとうございました。

